

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 日米協議委員会（協議委設置関係）（I）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): 南方連絡事務所, 対沖縄援助, ケネディ大統領, 対沖縄支援に関する日米協定案, 交換公文 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43694

米側提示の協定案に対する部内の見解統一

極秘
8部ノ内
2号

琉球諸島住民に対する援助供与の
日米協力に関する取り決めの件

昭和37年11月8日
北東アジア課

11月2日ライシャワー大使より大平大臣に提
示された本件協定の米側案(別添ノ)に関し、当
省部内の見解を統一しておく必要があるので、7日
アジア局長室において本取り決め案について検討
を行つた。

1. 出席者

アジア局(後宮局長、卜部参事官、番参事官
佐藤、潮事務官)

条約局(兼松条約課長、大森、天羽事務官)

2. 討議事項

✓(1) 本取り決めは、本年3月19日のケネディ
大統領声明が四項「琉球住民の安寧と福祉及
び琉球の経済開発を増進するための援助供与
について、米国と日本との協力関係実施に関
する明確な取り決めを作成するため日本政府
と討議を開始する」旨の規定に基づき提案さ
れたものである。

沖縄住民の自治権の拡大に関する建設的提
案は、本協定が2条によつて設置される「協
議委員会」において協議することはできない
と解釈せられる。

✓(2) 本取り決めの形式については、米側案は協
定(agreement)形式をとつてゐるが、11
月2日大平・ライシャワー会談において同大
使より、本協定は米議会承認の承認手続はとらな
い取り決め(executive agreement)であ
るので協定形式を固執する意図はない旨の説
明があつた。わが方としては国会承認の手続
を必要とするとき協定としないで、交換公
文の形式で本取り決めを行ふことが適當であ
ると考えられる。

(3) 本取り決めの締結は、総理府特選局側の具
体的提案をまつて、日本側案を作成する必要
があるので凡そ二カ月の時日を要するものと
考えられる。

(4) また、日本政府の明年度の沖縄援助に対す
る日米折衝は近く開始せざるを得ないので本

8

取り決めによる協働委員会の運営は、明後年度の援助予算から発足することとなるであろう。ただし技術協働会は本取り決めが成立次第に援助実施に関する具体的事項について話し合うことが可能であろう。

- (5) (イ) 日本側の沖縄援助に関しては、平和条約才3条には、かかる取り決めを明示的に認める規定がないので、本取り決め案は国議条約又は協定となるのではないか。
- (ロ) 本取り決めにより、日本政府が米側に対し引続き援助供与を行う旨の義務を負うこととなるので国会の承認が必要となるのではないか。
- (ハ) 又施政権返還なしに援助を行うことを取り決めるのは何故か、この取り決めは施政権返還に繋がる前途と見るべきか等の議論が国会等で起り得る可能性があるためこれ等の点をよく検討しておく必要がある。



日米協定に関する意見（草案）

1. (a) 前文中

「琉球諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上のすべての権力を行使する権限を合衆国政府に与えた。 . . . 平和条約第三条 . . .」を想起し
△ 平和条約第三条前段が表現されていない点で社会党の論議をよぶ。一面同条前段を表現することは我国に有利でない。従つて単に、「平和条約第三条を想起し」程度の表現とすることが適當でないか。

(b) 前文中

「自由世界の防衛に関する米の責任及び米政府による琉球諸島の継続的な施政のこの責任に対する関係を認め」 この点は、従来米国の声明等には明らかになされてきたが、日本政府が文書で同意した取扱はない。従つて削除することはできないか。

(c) 前文中

「琉球諸島住民の安寧及び福祉 米政府が日本政府の協力を要請したことを考慮して」 米側にとつての一方的表現であるから、米側が日本政府の協力を歓迎し日本が引つゞき協力することを確言したことを考慮して（池田、ケネディ声明）と改める。

2. (a) 前文第二段

「琉球諸島住民の安寧及び福祉を増進することについて共通の関心を有することを確認し」
右を

「琉球諸島住民の安寧と福祉及び琉球の経済開発を増進することについて共通の関心」 に改める（ケネディ声明第四項と同様表現）自治権問題にふれる為である。

(b) 前文中

「琉球諸島住民の安寧及び福祉を増進するため経済的及び技術的な援助を提供することについて．．．協力を要請した」
右を

「琉球諸島住民の安寧と福祉及び琉球の経済開発を増進するための援助供与について」に改める。
自治権問題にふれるため

(c) 前文中

「両国政府は、琉球政府が琉球諸島住民の．．．」
右を

「両国政府は、琉球政府が琉球諸島住民の安寧と福祉及び琉球の経済開発を増進するため努力することに関し、同政府に対し、協力して援助することを宣言する」に改める。
自治権問題を含めるため

(d) 第一条を

「米政府及び日本政府は、琉球諸島住民の安寧と福祉及

び琉球の経済開発を増進するため援助を提供することについて協力する」に改める。
自治権問題を含めるため

(e) 第三条

「．．．両締約国は、琉球諸島における経済開発及び社会福祉の進歩を検討し．．．」
を

「．．．両締約国は琉球諸島における安寧、福祉及び経済開発の進歩を検討し．．．」
に改める。
自治権問題を含めるため

3. 前文中

「琉球諸島住民と日本国民との間の共通な国民性．．．」
を改め

「日本国が琉球諸島に対し潜在主権を有し琉球諸島住民と日

本国々民と共通な国籍……とする。

日本が潜在主権を有することを適当なヶ所で明らかにすること。

4 第一条に

経済援助の目標が

「琉球住民が日本てならば享受できる経済及び社会福祉上の利益を受け」

「沖縄住民の保健、教育、福祉の水準を引上げて数年の中に日本々土の沖縄に相当する地域の水準に達する」

点にあることを明白にうたう必要はないか、この点は大統領声明等ですませたとみるか。

5 第三条中

「日本国の次の会計年度における日本国政府の分担分について合意するため」を改め

「両国の次の会計年度における両国の分担分について合意するため」とする。

協議は日本の分担についてのみ行なうものでなく、米国の援助も当然示されるべきである。

6 第三条中

「了解覚書の形をとるものとする」

日本の援助は、米国と協力して琉球政府に援助するものであり従来の覚書は、日琉間覚書になっている。

今後は、日米間の覚書とするか、その内容は何か、必要があれば日米間覚書もよいか、同時に日琉間覚書も交換できるような表現を加えたい。

協議委員会、技術委員会等に関する意見

東京に日米協議委員会を設け、沖縄に技術協議委員会を設けることには原則として賛成である。

又、毎年日米間で沖縄の経済開発、及び社会福祉の進歩を検討し、当面の及び長期的な要請を考慮し、日米両国の次の会計年度に於ける援助について検討し合意することにも賛成である。

(1) それがためには先づ日本側としては、米琉から充分な資料の提供を受けること。また、日本側が現地調査を必要とする場合には米側が承認することが必要である。従つて、この点を明らかにされたい。

(2) 次に、これら資料や調査の結果、或は計画に関し沖縄の事情に最も精通しているのは琉政、米民政府、日本政府（外務、特達）であるから、援助についての実質的予備的討合は、日米琉懇話会で行なわれることが望ましい。日米両国の外交機関を中心とした

資料交換による話合方式によつては、民政府、琉政の正確な希望や意図を日本側として理解することが容易でない。たゞ、日米琉懇話会は、正式な外交を代表する会合とは認め難いから、日米琉懇話会に於ける実質的話合はあくまで、予備的なものと了解し、正式な日米協議は、東京の日米協議委員会で行なうことが適當である。

(3) 従つて、日米琉懇話会（技術協議会）の機能は、米原案の如く援助決定後、その実施から生ずる問題を検討するに止めず、（これだけは日米琉懇話会の意味もない）援助に関する予備的な検討を行なう機能をもたせることとしたい。

(4) 若しも、日米琉懇話会に上述のような機能をもたせることが困難であれば、東京におかれる日米協議委員会にオブザーバーとして琉政代表を参加させ、外相、大使協議委員の下に、外務省担当官、特達担当官、大使館担当官、民政府担当官、琉政担当官（オブザーバー）を以て構成する委員会を設けたい。

(5) 協議委員会、技術委員会の構成については上記について委員会の機能が決まるのに応じて意見を出したい。

(6) 日本政府部内において次年度予算を決める手順としては、特連局から大蔵省に先づ前年の八月末までに予算の概算要求書を提出しなければならぬ。これは法の定めるところである。特連局から概算要求書を提出するためには毎年琉球政府（又は米側）から積算を付した要請書を特連に提出して貰うことが必要である。従来この琉政からの要請書の提出の必要が明確にされていなかつたため、日本政府部内では、非常な困難を感じていた。今後は必ず毎年この要請書提出を執行されることを明確にしたい。而して要請書提出に先立つて米疏側から日本政府に要請書草案を示され、その草案について相互に検討する期間が設けられることが望ましい。要請書提出は、琉政・民政府・日米協議会の順をとることとなると思うが、要請書草案の検討（予備的）は、日米琉懇話会で行なうことが望ましい。また、日米琉懇話会で行なうことが不適当であるなら日米協議委員会で行ないたい。

(7) 米原案第三条によると援助に関する合意は了解覚書の形をとるものとなつてゐるが、これは日米間の覚書を予定してゐるものと解される。従来援助に関する覚書は日琉間で交換されてゐるから特に必要とする場合のほか、概ね日琉間の覚書で足りるのではないか。従つて、日米間覚書が交換されうると共に日琉間覚書も交換しうる表現を加えることが望ましい。

(8) 日米琉技術委員会（懇話会）の機能の中、援助の実施に関する検討の中、輕易なものにして覚書を交換する必要がある場合、その検討の結果、合意した事項を、日米協議会に提出せず、直ちに覚書にすることは事務の簡易化に役立つと思われる。

米側え質問

1. 技術協議会の具体的メンバーは如何に米側が考えているか。
2. 技術協議会で検討する具体的事項は何であるか、米側の考えを従来の援助について、例示して示されたい。
3. 技術協議会は、何等かの取極め（合意）（覚書）を行なうものか。単に援助実施上の問題を検討するのみか。検討するのみとすれば、検討の結果の合意はどう云う経路でなされるか。

研究事項

1. 日米協議委員会、日米琉技術協議会設置及び日本側委任任命について、国内立法が必要か。
2. 各省設置法、組織政令等の改正を要するか。

米条約 / 項後段規定「 technical assistance provided by such funds will be administered by GRI in consonance with the principles of the aid program of the United States of America to the Ryukyu Islands 」

に ~~対し~~ 対し 対沖援助供与 ~~に~~ ^{執行} ~~に~~ 関する ^{10列島審に於} 該項規定。

1. 「教育指導委員の沖繩派遣に 関する 了解事項」 (1959. 7. 22) の米々項

「教育指導委員は 沖繩滞在中 その職務の遂行に ついて琉球政府は 文致句旨の指示に従うものとす。

(During their stay in the Ryukyu Islands the

teacher consultants will follow instructions of the Director of the Department of Education of the Government of the Ryukyu Islands with respect to the execution of their duties.

2. 「沖繩との経済その他、技術協力に 関する 実施要領 (1960. 3) の米々項 C.

「技術専門家は、沖繩滞在中、その業務の遂行 について琉球政府と該所管部長の指示に従うものとす。

1. 日本政府、琉球政府又は琉球列島米国民政府が これら技術専門家をその沖繩(滞在中)に帰国せしめること又はその他の措置をとることを必要と認めたる 場合には、日本政府は、那覇日本政府南方連絡事務 所長を通じて琉球列島米国民政府及び琉球政府

と協議を行なうものとする。」

(During their stay in the Ryukyu Islands, the experts will follow instructions of the Directors of the Departments concerned of the Ryukyu Government in carrying out their duties, and in case the Japanese Government, the Ryukyu Government or the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands finds it necessary to send back any expert or to take other steps during the term of his stay, consultations will be made between Japanese Government through the chief of the Nampo Liaison Office, Naha, and the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands and the Ryukyu Government. Following such consultation, the Ryukyu Government may take the necessary steps to send back the expert at the earliest opportunity.)

3. 「沖縄模範農場の援助に関する覚書(1961.12.)

第6項

「日本政府総理府の派遣する管理責任者は模範

農場の業務に関し技術的事項を担当するものとする。

琉球政府の模範農場長は、その業務の^{運営}に

ては日本政府総理府の派遣する管理責任者に協力

するものとする。

管理責任者は、琉球列島高等弁務官府及び

琉球政府と協議し事業計画を作成する。」

(The supervisor dispatched by the Prime Minister's Office of the Japanese Government will be responsible for the technical matters pertaining to the functions of the model farm. The manager of the Government

of the Government of the Ryukyu Islands will cooperate with the supervisor in the management of the model farm.

The supervisor will work out a plan for this project through consultation with the Office of the High Commissioner and the Government of the Ryukyu Islands.)

△ 「沖繩への医師派遣に因り了解事項」(1961. 1. 21)

米6項

「派遣医師15名は、琉球政府社会局長と本了解事

項に基づき別途印別にて契約を結ぶ業務に從事す

るものとする。

(All the dispatched doctors will, by virtue of this

understanding, conclude individual contracts with the Director of the Social Affairs Department of the Government of the Ryukyu Islands and will engage in their medical activities.)